

令和6年1月11日

住宅宿泊管理業者 各位

令和6年能登半島地震による災害に伴う住宅宿泊事業法の特例措置について

令和6年能登半島地震による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、住宅宿泊管理業の登録の有効期間の延長等について、下記のとおり措置されたのでお知らせ致します。

記

1. 住宅宿泊管理業者の登録の有効期間の延長について

特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者に係る住宅宿泊管理業者の登録について、有効期間が令和6年1月1日以後に満了するものは、当該有効期間の満了日が一律に令和6年6月30日まで延長されることとなった。

2. 住宅宿泊管理業者の変更の届出等の不履行の場合の免責等について

住宅宿泊管理業者が令和6年能登半島地震により、変更の届出等の履行期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、令和6年4月30日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなる。

以上